

令和8年度 介護予防センター運営方針の主な変更点及び変更の主旨について

※資料6-3 令和8年度介護予防センター運営方針（案）について、令和7年度運営方針からの変更箇所を、赤字溶け込みにしております。

全体を通じた変更点

- 記載内容を減らすとともに、重点取組項目を絞り、強化する部分を明確化
- 区の体制変更に伴う変更内容を反映
- 今年度の地域ケア会議検討ワーキングでの検討内容を反映
- 掲載しているデータや図などのうち、最新のものに更新できるものを更新
- 国が示すインセンティブ交付金の評価指標について、変更箇所を反映

2 取組項目

(1) 地域の介護予防活動及び介護予防が必要な対象者の把握に係る取組の強化 P3~11

- 「重点 イ 総合相談支援の充実・周知」を基本取組項目へ変更
- 「基本 イ 介護予防の普及啓発の強化」について、令和8年度から運用が開始される札幌健康アプリ「アルカサル」の活用について追記。
- 「基本 エ 地区地域ケア会議の効果的な実施」について、地域ケア会議検討ワーキングでの結果等を踏まえて、「地域ケア会議を活用した地域づくりの促進」に変更。

(2) 住民主体の介護予防活動の促進に向けた支援の強化 P12~15

- 「重点 イ 住民主体の介護予防活動の継続に向けた支援」を基本取組項目へ変更

(3) 介護予防活動における高齢者の役割と活動の場づくりの強化 P16~19

- 「重点 ア サポーターの育成及び支援」
サポーター養成講座の開催場所等における利便性確保などを考慮し、開催範囲を変更。

(4) 様々な手法による効果的な介護予防活動の推進 P20~24

- 「重点 イ 効果測定の実施及び結果のフィードバック」を基本取組項目へ変更

3 介護予防センターの運営における留意事項 P25~26

(3) 総合相談支援の充実

取組項目(1)基本 ア 「総合相談支援の充実・周知」の内容と重複しているため、削減。

4 介護予防センター運営事業の実施に係る取組の目安 P27

- 地域ケア会議検討ワーキングでの検討内容を踏まえ、地区地域ケア会議の実施回数目安について、3地区以上のエリアを担当するセンターについて記載を追記。